令和６年度

特定施設入居者生活介護事業所

開 設 事 業 者 募 集 要 項

※ 既存の住宅型有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む）からの転換（類型変更）のみを受け付けます。

宮崎市 福祉部 介護保険課

― はじめに ―

本市では、令和６年３月に「住み慣れた地域で支え合いが根づく、誰一人取り残さない社会づくり」を基本理念とした宮崎市民長寿支援プラン（令和６年度～令和８年度）を策定し、高齢者の生活を支えるサービス提供体制の構築を目指しています。

この要項は、同プランを踏まえ、令和６年度の特定施設入居者生活介護事業所開設事業者の募集及び応募の手続きに関してまとめたものです。

なお、今回の募集においては、既存の住宅型有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）からの転換（類型変更）を対象としており、新規施設の新築や増築又は建替に伴う定員増の計画については、募集対象外としています。

応募にあたっては、介護保険法をはじめとする関係法令、関係通知、同プラン、本募集要項を十分に熟読・理解し、関係機関と十分な打ち合わせのうえ、応募してください。

― 目次 ―

１　募集内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
２　募集条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
３　応募方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
４　審査項目及び着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
５　資金計画（様式第２号関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

（別紙１）　応募書類一覧表

１　募集内容

⑴　募集対象サービス等

サービス種類	区分	床数	区域
特定施設入居者生活介護	転換 （類型変更）	３７８床以内	市内全域

⑵　募集対象

令和６年４月１日時点で開設している「住宅型有料老人ホーム（老人福祉法第29条の届出を行っているもの）及びサービス付き高齢者向け住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条の登録を受けているもの）」（以下「有料老人ホーム等」という。）からの転換（類型変更）を対象とします。

⑶　留意事項

・原則として、令和８年４月１日までに事業を開始するものとします。
・今回の募集は、**「混合型」の「特定施設入居者生活介護」**です。
　「介護専用型」は、今期（第９期）の募集予定はありません。
・今回の募集は、既存の有料老人ホーム等からの転換（類型変更）を対象としており、施設の新設や増築又は建替に伴う定員増の計画は、募集対象外とします。
・有料老人ホーム等として届け出られた施設の中で、特定施設入居者生活介護の指定を受ける部分とそうでない部分（住宅型等）が生じる計画は、募集対象外です。
・補助金（開設準備補助金）については、１３ページを参照してください。

■ 特定施設

「特定施設」とは、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームをいいます（介護保険法第８条第１１項）。特定施設には、「介護専用型特定施設」と「混合型特定施設」があり、定員２９人以下の介護専用型特定施設を「地域密着型特定施設」といいます。

（1）介護専用型特定施設

「介護専用型特定施設」とは、特定施設のうち、入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるものをいいます（介護保険法第８条第２１項）。

「介護専用型特定施設入居者生活介護」とは、介護専用型特定施設に入居している要介護者について行われる特定施設入居者生活介護をいいます（介護保険法第７０条第４項）。

（2）混合型特定施設

「混合型特定施設」とは、介護専用型特定施設以外の特定施設をいいます。

「混合型特定施設入居者生活介護」とは、混合型特定施設に入居している要介護者について行われる特定施設入居者生活介護をいいます（介護保険法第７０条第５項）。

■ 特定施設入居者生活介護

「特定施設入居者生活介護」とは、特定施設に入居している要介護者について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいいます（介護保険法第８条第１１項）。

２　募集条件

(1)　応募資格

令和６年４月１日時点で開設している宮崎市内の有料老人ホーム等の運営法人（法人種別は問いません）であって、以下の要件を満たす者。

① 介護保険法第70条第2項各号及び第115条の2第2項各号に定める欠格事項に該当しないこと。

② 有料老人ホーム事業を行っている場合、過去５年間の立入調査等で老人福祉法に基づく改善命令、事業の制限又は停止の命令を受けていないこと。

③ 介護保険事業を行っている場合、過去５年間の指導監査等で行政処分（指定の取消し、指定の全部または一部停止等）を受けていないこと。

④ 市税の未納がないこと。

⑤ 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び宮崎市税条例（昭和30年宮崎市条例第23号）の規程により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎市市内に居住している者に限る）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

⑥ 法人の役員等（取締役、執行役、理事、代表者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人等の経営を行う役職にある者及び経営に事実上参加している者をいう。）が、次の事項のいずれにも該当しないこと。

ア．暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」）という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）である。

イ．暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、または使用している。

ウ．契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している。

エ．暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下、同じ。）又は暴力団員に対して経済上の利益または便益を供与している。

オ．暴力団または暴力団員と社会的に非難される関係を有している。

（2）立地関係

① 開設予定の土地・建物は事業者が所有または賃借していること。

② 次の各法令等の規制に関して、開設までに、事業が開始できるために必要な手続きを完了させること。

都市計画法（都市計画課、開発審査課）
建築基準法（建築行政課）
土砂災害防止法（宮崎県土木事務所、高岡土木事務所）
消防法及び宮崎市火災予防条例（北消防署または南消防署）　など

③ 昨今の社会情勢に伴う物価高傾向を踏まえた現実的な計画のもと進めること。

（3） 基準等の遵守

事業所の設計、事業計画などの作成にあたっては、介護保険法、老人福祉法、都市計画法、建築基準法、消防法等の関係法令等を遵守し、以下の基準条例（※１）をはじめ、指導指針（※２）、関係法令及び関係通知を必ず確認し、それらを遵守した適切な開設計画となるようにしてください。

なお、基準条例に基づく主な人員・設備基準の概要は１１ページのとおりです。

（※１）基準条例

〇宮崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

〇宮崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等に関する条例

（※２）指導指針

〇宮崎市有料老人ホーム設置運営指導指針

３　応募方法等

（1）　応募書類

【応募の手順】

①　別紙１の「応募書類一覧表」に記載してある書類一式を、次に記載する「応募書類作成方法」に記載のとおり体裁を整え、Ａ４縦サイズのフラットファイル等に綴じて提出してください。

提出する際は、必ず事前に日時をご予約のうえ来課してください。（予約がなく来課された場合などは対応できません。）

なお、提出後、書類に関する市からの問合せに対応できるよう、書類一式の控えを保管しておいてください。　※提出された書類は返却できません。

提出期限：令和６年９月３０日（月）17時まで

※必要に応じて「応募書類一覧表」以外の書類を求める場合があります。

※受付後も、市から書類の修正・追加に関する指示をする場合があります。

②　受付後、別途指定する日時までに全ての書類のPDFデータを格納したCD-R（1枚）を提出してください（郵送可）。

なお、市から書類の修正・追加に関する指示があった場合は、指示内容を反映した受付済みの応募書類の追加・差し替え分も併せて提出してください。

提出期限：別途指定する日時まで

■様式は、宮崎市ホームページに掲載しています。

宮崎市ホームページ：https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/
（トップページ＞産業・事業者＞　福祉＞介護保険＞事業者、施設整備等の募集
＞令和６年度　特定施設入居者生活介護事業所開設事業者の募集）

【応募書類作成方法】

① 未記入の応募書類一覧表を提出書類の一番上に綴る。

② 応募書類一覧表の番号ごとに仕切紙をつけ、各仕切紙にインデックス（番号を記載（シールや付箋も可））をつける。

③ 資料を綴じる順番は、「応募書類一覧表」のとおりとする。

④ 資料はＡ４サイズ縦置きとする。ただし、建築設計図書（配置図、平面図、立面図）はＡ３サイズとする。Ａ３サイズの資料は、Ａ４サイズに折り畳む。

⑤ 可能な限り、両面印刷とする。

⑥ 書類を綴る際にホッチキスは使用しないでください。

⑦ 契約者同士で原本を保管する契約関係書類などは、応募の際、写しの提出で可とするが、次のとおり原本証明する。

（②の例）

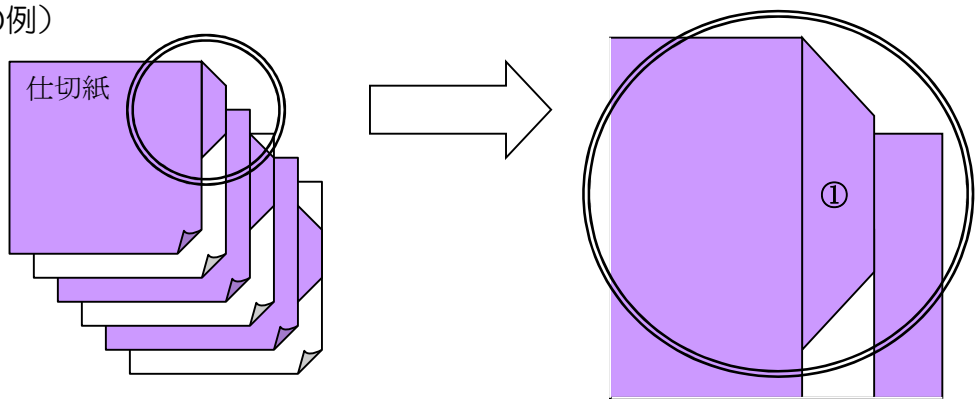

（⑦の例）

この写しは、原本と相違ありません。
令和６年　　月　　日
法人名　○　○　○　○
代表者名　○　○　○　○　　法人印

【データ形式及びファイル名】

CD-R に格納するデータ形式は必ず PDF データとし、ファイル名が応募書類一覧表の書類名及びインデックス表記と一致するように保存してください。

【提出先・方法・期限】

宮崎市　福祉部　介護保険課　事業所支援係（本庁舎５階）

➢応募書類一式の提出：令和６年９月３０日（月）　１７時 必着

※必ず、事前に来課される日時をご予約の上、介護保険課窓口へ提出してください。

➢PDFデータ（CD-R）の提出：※別途指定日時 必着

※郵送でも構いません。

（2） 募集に関する質問

公平性の観点から、別添「質問票」による提出のみを受け付けます。

質問内容は、質問票に記入のうえ、以下のメールアドレスに、タイトル（件名）を「特定施設公募に係る質問」として送信してください。なお、Eメール以外での質問は受け付けません。

質問に対する回答は、宮崎市ホームページにて公開します。

質問票受付締切：**令和６年９月１３日（金）まで**

■メールアドレス：10kaigo@city.miyazaki.miyazaki.jp

■宮崎市ホームページ：https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/

（トップページ > 産業・事業者 > 福祉 > 介護保険 > 事業者、施設整備等の募集 > 令和６年度　特定施設入居者生活介護事業所開設事業者の募集）

（3） 選定方法

応募書類の受理後、書類審査、現地調査等のほか、「宮崎市特定施設入居者生活介護事業所開設候補者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）に諮り、審査を行い、事業者を決定します。

審査項目等に関しては、１０ページ以降を参照してください。

審査においては、応募書類から客観的に評価できるものは「事実評価」を行い、事業運営にあたっての理念や方針等については選定委員会委員による「委員評価」を行う予定としています。また、評価の点数には最低基準を設け、最低基準に満たない事業者は不選定となる場合もあります。

選定については、審査結果に基づき、募集床数内で上位の事業者から順に当該事業者の応募に係る床数を配分していきます。

なお、次順位の事業者の応募に係る床数が、募集床数の残床数を上回った場合、当該次順位以降の事業者は選定しません。

（4） 選定結果

選定・不選定の結果に関わらず、全応募事業者に通知します。

また、選定された場合、法人名を宮崎市ホームページにて公表します。

なお、選定の結果、「選定事業者なし」となる場合があります。

※事業者として選定された場合であっても、補助金の交付を確約するものではありません。また、開設時期や選定事業者数によって、協議・調整が必要となる場合や、補助金の交付ができないこともありますのでご留意ください。

（5） 事業者選定までの手順

下表のスケジュールに沿って、事業者を選定します。

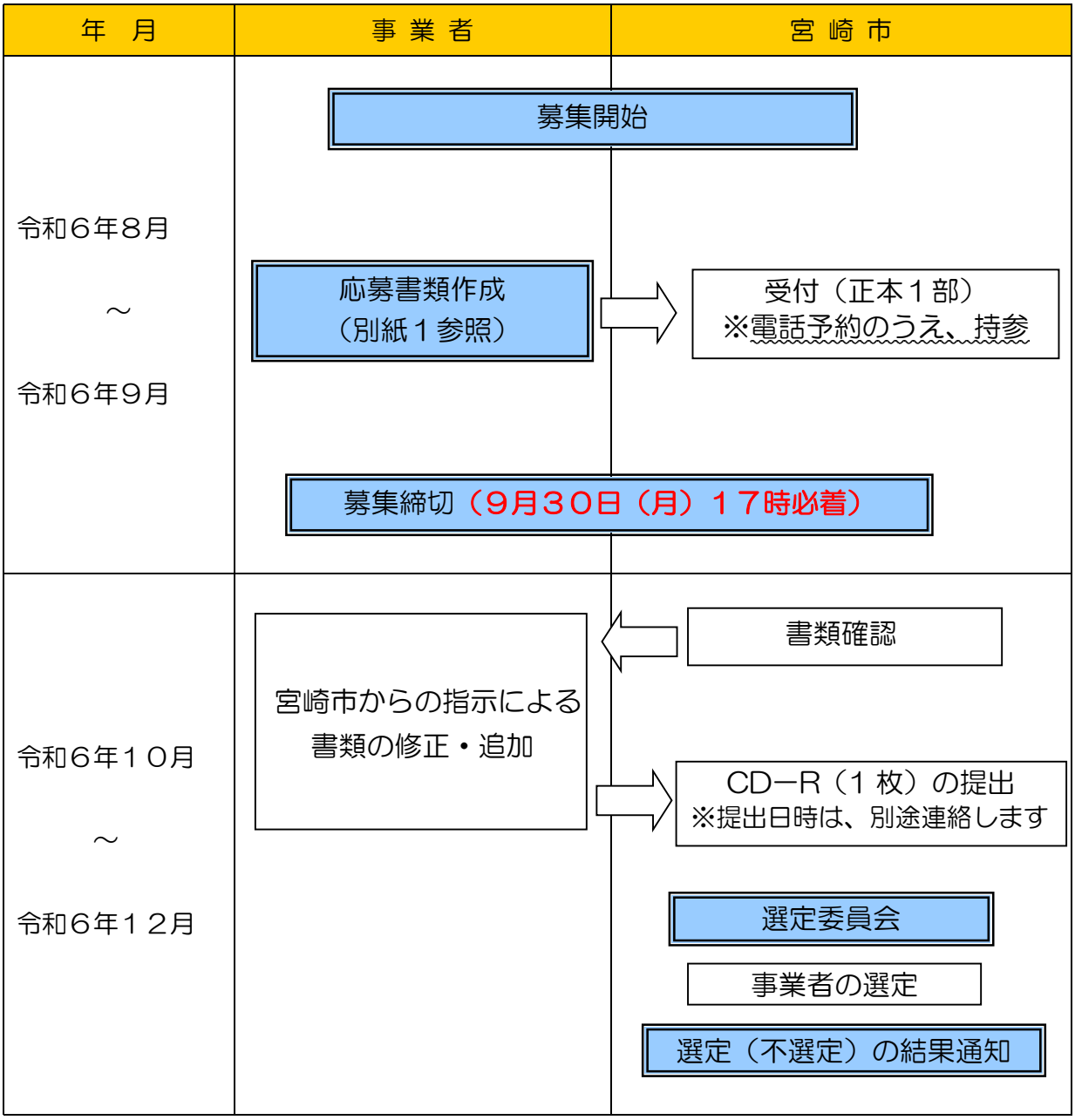

選定事業者には、審査結果通知後、その後の手続きに係る関係資料を配付します。

※上記スケジュールは、募集開始段階での予定です。
　募集締切以降のスケジュールは前後する場合がありますので、ご了承ください。

(6) 応募に際しての留意事項

① **応募書類の作成等、応募書類提出に要する経費は、選定・不選定にかかわらず、すべて応募事業者の負担となります。**

② **募集締切り後の事業者の都合による応募書類の修正・追加は、公平性の観点から不可とします。**

③ 提出された個人情報に関しては、事業者選定の目的にのみ利用し、他の目的には利用しません。なお、本募集の応募内容等に関し、宮崎市情報公開条例（平成14年3月２９日条例第3号）に基づく開示請求があった場合、同条例の規定に基づいた取り扱いとさせていただきます。

④ 応募書類に不備がある場合は受理できません。

⑤ 応募書類を受理した後に、次のア～カの事項に該当することが確認された場合は、**書類審査において応募事業者を失格とします。**

ア 応募書類の内容等に、重大な不備や虚偽の記載等があったと認められた場合

イ 開発許可等、開設に必要な許認可を受けることができる見込みがない場合

ウ 応募者資格を満たさないことが判明した場合

エ 特段の事由なく令和８年４月1日までに開設することができないことが判明した場合

オ 応募書類の提出後または選定後、次の事項が確認された場合

- 本市への協議及び承諾なく資金計画等の内容を変更した場合（ただし、軽微な変更を除く。）
- 預金残高が、必要とされる自己資金額に満たないと確認された場合

カ 上記のほか、市民の疑惑や不信を招く行為など、市長が不適切と認めた場合

(7) 辞退

応募書類の提出後、やむを得ない事情により辞退する場合、辞退理由を明記のうえ、法人名、代表者名の署名及び法人印を押印した辞退届を提出してください（様式は任意）。

また、開設事業者として選定された後に辞退した場合、本市事業計画全体に多大な支障を来すことになるため、その影響を十分に認識したうえで、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。

なお、選定された後に辞退した場合、選定委員会に事業者名や辞退理由等に関して報告します。

４ 審査項目及び着眼点

特定施設入居者生活介護サービスである視点、高齢者にとって利用しやすいかどうかという視点で審査します。

審査の項目及び着眼点は１２ページのとおりです。

(1)　特定施設入居者生活介護事業所に関する人員・設備基準の概要

従業者の員数 ※介護予防サービスを一体的に運営している場合	一　生活相談員	常勤換算方法で、利用者及び介護予防サービス利用者の合計数（以下「総利用者数」という。）が１００人又はその端数を増すごとに１人以上（１人以上は常勤）。
	二　看護職員又は介護職員	看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者及び介護予防サービス利用者の数に 0.3 を乗じて得た数の合計数が３又はその端数を増すごとに１以上。主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ１人以上は常勤。
		【看護職員】 ①総利用者数が３０人を超えない場合は、常勤換算方法で、１人以上。 ②総利用者数が３０人超える場合は、常勤換算方法で、１に総利用者数が３０を超えて５０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上
		【介護職員】 常に１以上のサービスの提供に当たる介護職員が確保されること（ただし、介護予防サービスのみを提供する場合の宿直時間帯は除く）。
	三　機能訓練指導員	１以上（日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができる。）
	四　計画作成担当者	１以上（総利用者数が１００又はその端数を増すごとに１を標準） 専従の介護支援専門員であって、特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められる者（ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができる）。
管理者	常勤専従（管理上支障がない場合は、その他の職務に従事できる）	
設備等	一　耐火建築物又は準耐火建築物（木造平屋建ての場合は一定の要件を満たす必要がある）	
	二　介護居室	イ　定員は、１人（ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人） ロ　プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さである ハ　地階に設けてはならない ニ　１以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設ける
	三　一時介護室	介護を行うために適当な広さを有する（ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合は設けないことができる）。
	四　浴室	身体の不自由な者が入浴するのに適したもの。
	五　便所	居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えている。
	六　食堂	機能を十分に発揮し得る適当な広さを有する。
	七　機能訓練室	機能を十分に発揮し得る適当な広さを有する（他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合は設けないことができる）。
	八　利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有する。	
	九　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	

※運営基準その他詳細に関しては、基準条例や「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準」等を参照してください。

(2)　審査の項目及び着眼点

項　　目	着　　眼　　点	
1　法人	①	法人の「本店」または「主たる事務所」の所在地が、宮崎市内または宮崎県内である。
	②	介護保険事業・老人福祉事業等の十分な実績がある。また、法人経営が適正かつ健全である。
2　運営（経営）体制	①	事業運営にあたっての理念や方針などは、具体性があり、介護保険法等に基づいた介護・福祉の理念を具現化したものである。
	②	宮崎市民長寿支援プランの基本理念及び政策目標を踏まえたものである。
	③	利用料等が高齢者に配慮した金額設定である。
	④	協力医療機関との連携など医療連携体制の充実が図られている。
	⑤	認知症ケアに対する考え方等が適切であり、措置等が具体的に講じられている。
	⑥	身体拘束や虐待防止に対する考え方等が適切であり、措置等が具体的に講じられている。
	⑦	介護事故に対する考え方等が適切であり、措置等が具体的に講じられている。
	⑧	感染症に対する考え方等が適切であり、措置等が具体的に講じられている。
	⑨	職員の確保、資質向上などの取組が具体的に計画されている。
	⑩	介護職の賃金設定・昇給制度など、従業者の処遇が考慮されている。
3　開設計画（資金等）	①	開設及び運転資金の確保に関し、根拠があり、成り立っていると見込まれる。
	②	事業収支計画の積算に関し、根拠があり、成り立っていると見込まれる。
	③	施設の土地及び建物に抵当権が設定されていない。
4　施設の利便性・安全性・基準等との整合性	①	基準条例及び指導指針に沿った構造設備を有している。
	②	事業所運営や利用者の観点から、住環境、風水害・土砂災害・津波等の災害危険性や交通利便性等が考慮されている。
	③	施設や設備面において、利用者の安全で快適な空間づくりに配慮している。
	④	具体的な防災対策を行うことが見込まれる。
5　地域との連携・交流	①	地域との連携が確保されるうえで、地域住民との交流・活動に積極的な取組みがある。
6　立地	①	特定施設入居者生活介護事業所が未開設の日常生活圏域（地域自治区）である。
	②	指導指針に沿った適切な立地となっている。
7　評価の参考となる事項	①	独自の取組みやサービスの向上につながる点（独自性・工夫）など、優れた事項がある。

５　資金計画（様式第２号関係）

（1）　開設に係る総事業費

事業費の資金調達は、自己資金のほか、必要に応じて借入金等により確保されることとし、確実な資金計画を立ててください。

（2）　運転資金

運転資金は、十分に確保されている必要があります。

※　介護保険制度における介護報酬の支払いは、概ね３か月程度を要するため、その間の運転資金と併せて、当初利用人数に比例した収入の不足分もつなぎ資金として準備する必要があります。

（3）　その他（備品費等）

応募段階で必要と見込んでいる備品等の金額を計上し、確実な資金計画を立ててください。※単品で1万円を超えるもの。

（4）　補助金

補助金は「宮崎県地域医療介護総合確保基金事業費補助金」の活用を予定していますが、予算の範囲内において額が決定されるため、補助額の増減がある場合や、補助金の交付ができないこともあります。県の補助制度の変更や財政事情等により、資金計画を大幅に見直す必要が生じる場合もありますので、十分に余裕を持った資金計画を作成してください。

なお、補助金を活用する場合は、資金計画に、以下の介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（開設準備補助）の基礎単価を参考に補助金を計上してください。

その際は、基礎単価の上限額と対象軽費を比較し、いずれか低い方の額を記入してください。

《参考》　介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（開設準備補助）

対象施設	基礎単価（上限額）	対象経費
特定施設入居者生活介護	９１４千円／定員	施設開設日前６か月間に要した、需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料